

議案第152号

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年松阪市条例第227号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年松阪市条例第227号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

松阪第5負担区	530円
---------	------

」を「

松阪第5負担区	530円
松阪第6負担区	530円

」に、「

三雲第1負担区	469円
---------	------

」を「

三雲第1負担区	469円
三雲第2負担区	469円

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。